

平成19年度財務監査（11）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の時期

平成20年1月9日（水）から同年1月21日（月）までの間において実日数8日間

2 監査対象部課

(1) 環境まちづくり事業本部 経営課

(2) 環境まちづくり事業本部 環境清掃部

ア 環境政策課、環境保全課、清掃リサイクル課

イ 練馬清掃事務所、練馬清掃事務所桜台分室、石神井清掃事務所

(3) 環境まちづくり事業本部 都市整備部

都市計画課、交通企画課、東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課、大江戸線延伸地域まちづくり課、住宅課

(4) 環境まちづくり事業本部 まちづくり調整担当部

建築調整課、建築課、建築審査課

(5) 環境まちづくり事業本部 土木部

ア 管理課、計画課、特定道路課、工事課、交通安全課、公園緑地課

イ 第二土木出張所、春日町材料置場、第三土木出張所、石神井台七丁目材料置場、東部公園管理事務所、中新井公園、高稲荷公園

3 監査の概要

今回の監査は、監査対象部課および課の所管する施設における平成19年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、施設の管理状況が良好かどうかについて実施した。

4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。